

第3次舞鶴市教育振興大綱(案)の概要

◆ 舞鶴市教育振興大綱 策定の趣旨

人口減少や少子高齢化が急速に進展するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や国際情勢が不安定になる中、地域に住む誰もが健やかで心豊かに暮らすためには、将来を担う子どもたちへの教育や文化・スポーツ等の振興など、持続可能なまちづくりの基盤となる人材育成のために、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要なものとなっています。

本市では、平成27年8月に「ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども」の育成を「育てたい子ども像」に掲げる「第1次舞鶴市教育振興大綱」を策定し、平成31年4月からは「第2次舞鶴市教育振興大綱」をスタートさせ、横断的・総合的な教育施策を展開してきました。

この度、令和5年3月末で第2次大綱の計画期間が満了を迎えることから、教育を取り巻く環境や社会情勢などの変化を踏まえ、予測困難な時代において学校・家庭・地域社会が連携を図り、また、ICT等を効果的に活用することで、本市の教育行政を推進していくための基本方針として策定するものです。

◆ 大綱の位置付け

舞鶴市教育振興大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また本大綱は、「舞鶴市総合計画」を上位計画とし、教育基本法に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本市の関連する諸計画との整合性を図っています。

◆ 大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、第7次舞鶴市総合計画(後期実行計画)との整合性を図るため、2023年度から2026年度までの4年間とします。

舞鶴市教育振興大綱体系図

(育てたい子ども像)

ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども

自立

ふるさと舞鶴を
愛する

夢の実現に向け
高い志を持つ

自律

コミュニケーション
能力を有する

人を思いやり保護者や
周りの人に感謝する

(基本理念)

0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実

1. 生きる力を育み
子どもの夢をかなえる
教育の推進

5. 心豊かな
生涯学習の推進

2. 子どもを育てる
教育環境の充実

4. 地域社会で支える
教育と子育て支援の充実

(基本方針)

3. ふるさとを愛する心を
育む教育の推進